府令・省令

○内閣府
財務省
農林水産省令第三号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条（第一項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等に係る部分を除く。）、第二項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等に係る部分を除く。）、第六項、第七項及び第十二項に限る。）及び第二条（第五項を除く。）の規定は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の主務省令で定める特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は特定承継会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令について、区分命令第六条の規定は銀行法第五十三条第一項第八号の主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる区分命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
命令の規定		
第一条第一項第一号の表非対称区分の項、第二区分の項及び第三区分の項	国内基準に係る単体自己資本比率	単体自己資本比率
第一条第一項第一号の表及び同条第二項第一号	海外営業拠点を有しない銀行	特定承継会社
第一条第一項及び第二項	次条及び第二条の二	次条

第一条第一項第一号の表第二区分の項ト	法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の銀行業の規定により営む業務又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十七条第二号に規定する特定業務（銀行法第十条第二項各号に掲げる業務、同法第十一条の銀行業に付随する業務、同法第十条の他の銀行業に付随する業務、同法第十一条の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により銀行が営む業務に相当する業務に限る。）	第一条第六項	法	再編強化法附則第二十七条第二号に規定する特定業務	連結自己資本比率
第一条第一項第一号の表第二区分の項リ	法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の銀行業の規定により営む業務又は担保付社債信託法その他の法律により銀行が営む業務	再編強化法附則第二十七条第二号に規定する特定業務（銀行法第十条第二項各号に掲げる業務、同法第十一条の銀行業に付随する業務、同法第十一条の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の業務に相当する業務に限る。）	第一条第七項	比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項及び第十三項において同じ。）に係る算式により得られる比率	銀行法	比率
第一条第一項第一号の表第二区分の二の項	銀行業	再編強化法附則第二十七条第二号に規定する特定業務	第一条第十二項	比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率		
第一条第一項第一号の表非対称区分の項、第二区分の項及び第三区分の項	国内基準に係る連結自己資本比率	連結自己資本比率				
第一条第一項第一号の表第二区分の項、同条第二項第一号の項及び第二条第一項	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官				